

福島市 利用者負担額(保育料)一覧表

単位:円
R7.4.1現在

階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	0～2歳児		3歳以上児	階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	0～2歳児		3歳以上児
		標準時間	短時間				標準時間	短時間	
A	生活保護世帯・ 里親等	無 料	無 料	無 料	D2	所得割課税額 97,000円未満	29,000	28,600	無 料
B	非課税世帯				D3	所得割課税額 135,000円未満	29,500	29,000	
C1	均等割課税世帯	15,400	15,200		D4	所得割課税額 169,000円未満	39,500	38,900	
C1F	// (ひとり親世帯等)	6,500	6,500		D5	所得割課税額 183,000円未満	40,000	39,400	
C2	所得割課税額 48,600円未満	8,000	8,000		D6	所得割課税額 216,000円未満	45,000	44,300	
C2F	// (ひとり親世帯等)				D7	所得割課税額 301,000円未満	56,000	55,100	
D1F	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)				D8	所得割課税額 397,000円未満	59,000	58,100	
D1	所得割課税額 78,000円未満	23,100	22,700		D9	所得割課税額 397,000円以上	67,000	65,900	

※4月1日時点の年齢で算定します。3歳の誕生日を迎えても、年度中は変更ありません。

※幼児教育・保育の無償化により、0～2歳児の非課税世帯および3～5歳児は無料です。

1 算定基準

- (1)保護者の課税状況をもとに決定します。令和7年4月分～8月分は令和6年度市町村民税、令和7年9月分～令和8年3月分は令和7年度市町村民税が基準です。
- (2)令和6年度税制改正に伴う定額減税後の市町村民税額を用います。
- (3)市町村民税の所得割課税額は配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式譲渡所得割額の控除の控除適用を受ける前の金額になります。
- (4)家計の主宰者が同居の祖父母と判断されるときは、そのかたの市町村民税の課税状況をもとに決定します。

2 利用者負担額の軽減

- (1)福島型給食推進事業として副食費の負担軽減相当額(1,000円)を減額しています。
- (2)多子世帯
 - ①生計を一にする最年長のこどもから順に、2人目半額、3人目以降無料となります。
 - ②C1F階層、C2F階層、D1F階層の場合、生計を一にする最年長のこどもから順に、2人目以降無料となります。



3 一覧表内の「ひとり親世帯等」とは

- (1)母子世帯及び父子世帯
- (2)身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (3)療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (5)特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- (6)保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 その他

- (1)保育料のほか教材費等がかかる場合があります。詳しくは利用施設にお問い合わせください。
- (2)保育標準時間は最大11時間、短時間は最大8時間を、各施設の開所時間内において利用できます。これらを超える場合、延長保育料が必要です。詳しくは利用施設にお問い合わせください。